三　基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）第三の九(3)ニ
四　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）第三第四号
五　厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）別表第三第五号
六　厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）第四号
七　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第八第十八号(3)ヘ
八　厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第二号
九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）第六号
十　厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）第四号
十一　厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）第四号

○厚生労働省告示第二百号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十五年厚生労働省告示第百二十号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。ただし、受給資格に係る離職の日が平成二十六年三月三十一日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次の各号に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（札幌公共職業安定所、帯広公共職業安定所、小樽公共職業安定所、釧路公共職業安定所、室蘭公共職業安定所、稚内公共職業安定所、岩内公共職業安定所、名寄公共職業安定所及び網走公共職業安定所の管轄区域を除く。）
二　青森県の区域（青森公共職業安定所及び八戸公共職業安定所の管轄区域を除く。）
三　秋田県の区域（本荘公共職業安定所及び湯沢公共職業安定所の管轄区域に限る。）
四　徳島県の区域（阿南公共職業安定所の管轄区域に限る。）
五　高知県の区域（いの公共職業安定所の管轄区域に限る。）
六　福岡県の区域（福岡南公共職業安定所及び福岡西公共職業安定所の管轄区域に限る。）
七　長崎県の区域（大村公共職業安定所及び対馬公共職業安定所の管轄区域に限る。）
八　宮崎県の区域（日向公共職業安定所の管轄区域に限る。）
九　鹿児島県の区域（伊集院公共職業安定所、出水公共職業安定所及び名瀬公共職業安定所の管轄区域に限る。）
十　沖縄県の区域（沖縄公共職業安定所及び名護公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○農林水産省告示第四百八十七号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、平成十四年農林水産省告示第千二百十六号（農業改良資金融通法第四条の農林水産大臣が指定する地域）の一部を次のように改正し、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

第六号中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

○農林水産省告示第四百八十八号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十四条の四第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

別表関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号の項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○経済産業省告示第七十号

中華人民共和国を原産地とする貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程（平成十四年経済産業省告示第百五十九号）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第七十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十五年経済産業省告示第八十四号（租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定めた件）は廃止する。

平成二十六年三月三十一日　経済産業大臣　茂木　敏充

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続

（国内鉱業者等に係る申請書の提出）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者であることにつき租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の十五第二項又は第二十二条の五十九第二項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとする法人は、様式第一又は様式第三による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき規則第二十一条の十五第三項又は第二十二条の五十九第三項の規定による認定を受けようとする法人は、様式第二又は様式第四による認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

3　前二項の規定による申請は、法第五十八条第二項又は第六十八条の六十一第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度又は連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）終了の日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（国内鉱業者等に係る認定書の交付）

第二条　経済産業大臣は、前条第一項及び第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該法人が租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）第三十四条第八項若しくは第九項又は第三十九条の八十八第七項若しくは第八項に定める要件に該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人に交付するものとする。